

合併協議項目の調整方針

はじめに

平成 17年 3月末までの市町村合併を目的として、佐久市・臼田町・浅科村・望月町は平成 15年 12月 22日に合併協議会を設置し、今後、合併に関する協議を行うこととなりました。

合併協議項目の協議によって、長い経過を踏まえて実施している4市町村の各種行政制度等でのサービスの違いを検討調整することにより、新しい市の行政サービスや負担を明かにすることになります。

その協議にあたっては、新しい市において、合併のメリットをどのように実現するか、デメリットをどのように解消するのが最も重要となります。

こうしたことから、4市町村が実施している全ての行政制度・事務事業等の比較検討を行い、合併協議項目のすり合わせ調整をするための基本的な方針を以下のとおり定めます。

基本 6原則

合併協議項目のすり合わせ調整にあたっては、次の原則に基づくものとします。

一体性確保の原則

新市に移行する際、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。

住民福祉向上の原則

住民サービス及び住民福祉の向上に努める。

負担公平の原則

負担公平の原則に立ち、行政格差が生じないように努める。

健全な財政運営の原則

新市において健全な財政運営に努める。

行政改革推進の原則

行政改革の観点から行政制度・事務事業等の見直しに努める。

適正規模準拠の原則

自治体の規模に見合った行政制度・事務事業等の見直しに努める。

合併協議項目のすり合わせ協議の視点

具体的な協議にあたっては、以下の視点をもって調整等を行うものとします。

住民が受ける行政サービスについては、一元化を図るとともに、水準が向上するように努めるものとします。

手数料、使用料等住民が負担する事項については、負担増にならないよう努めるものとし、負担増を伴う事項については、慎重に協議するものとします。

合併協議項目の基本的区分

1. すり合わせ協議にあたっては、全ての行政制度・事務事業等を下記により区分します。

現行のまま存続させるもの

各市町村が、同一の目的、趣旨で実施しており、サービスや負担の水準に差がないもの。
国等の制度に基づいて実施しているもの。

一元化するもの

各市町村が、同一の目的、趣旨で実施しているが、サービスや負担の水準に差があるもの。
特定の市町村で実施している事務事業を、現行のまま新市の事務事業とするもの。
各市町村の制度を組み合わせ 1つの事務事業とするもの。

廃止の方向で調整するもの

新市の健全な財政運営や行政改革推進の観点から、事務事業のあり方を見直すもの。

2. すり合わせ協議にあたって、実施の時期を下記により区分します。

合併前の調整

改正、導入の手続きが進んでいるもの。
合併までに見直し時期があるもの。
調整が比較的容易で、新市への移行を円滑に進めるため、合併前にあらかじめ調整しておくことが望ましいもの。

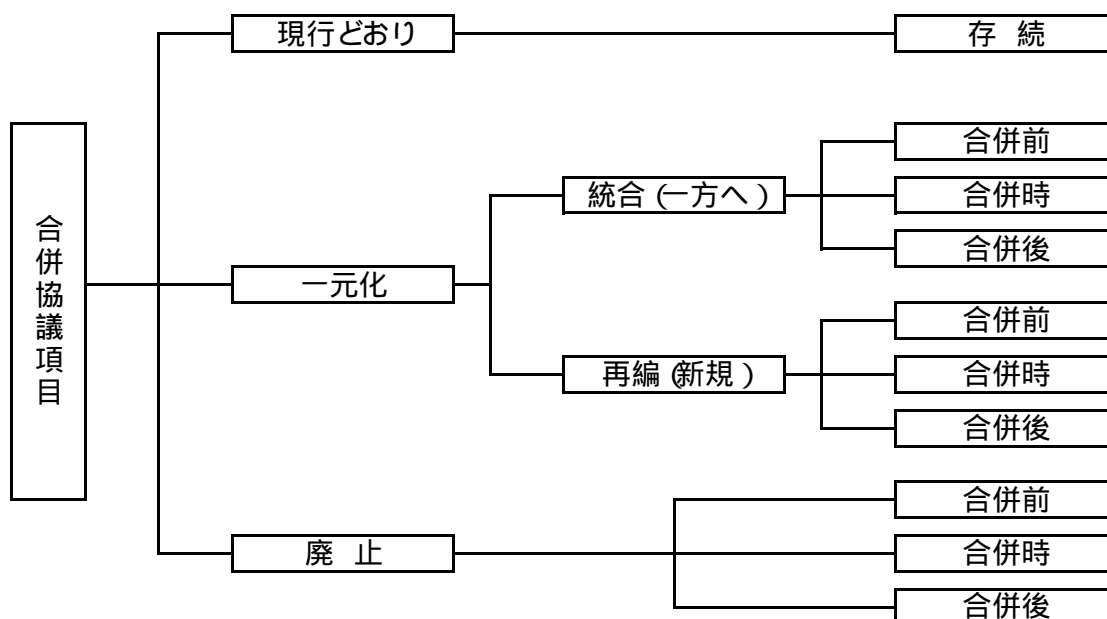
合併時の調整

住民生活に直接影響があるため、新市発足と同時に、統一しなければならないもの。

合併後の調整

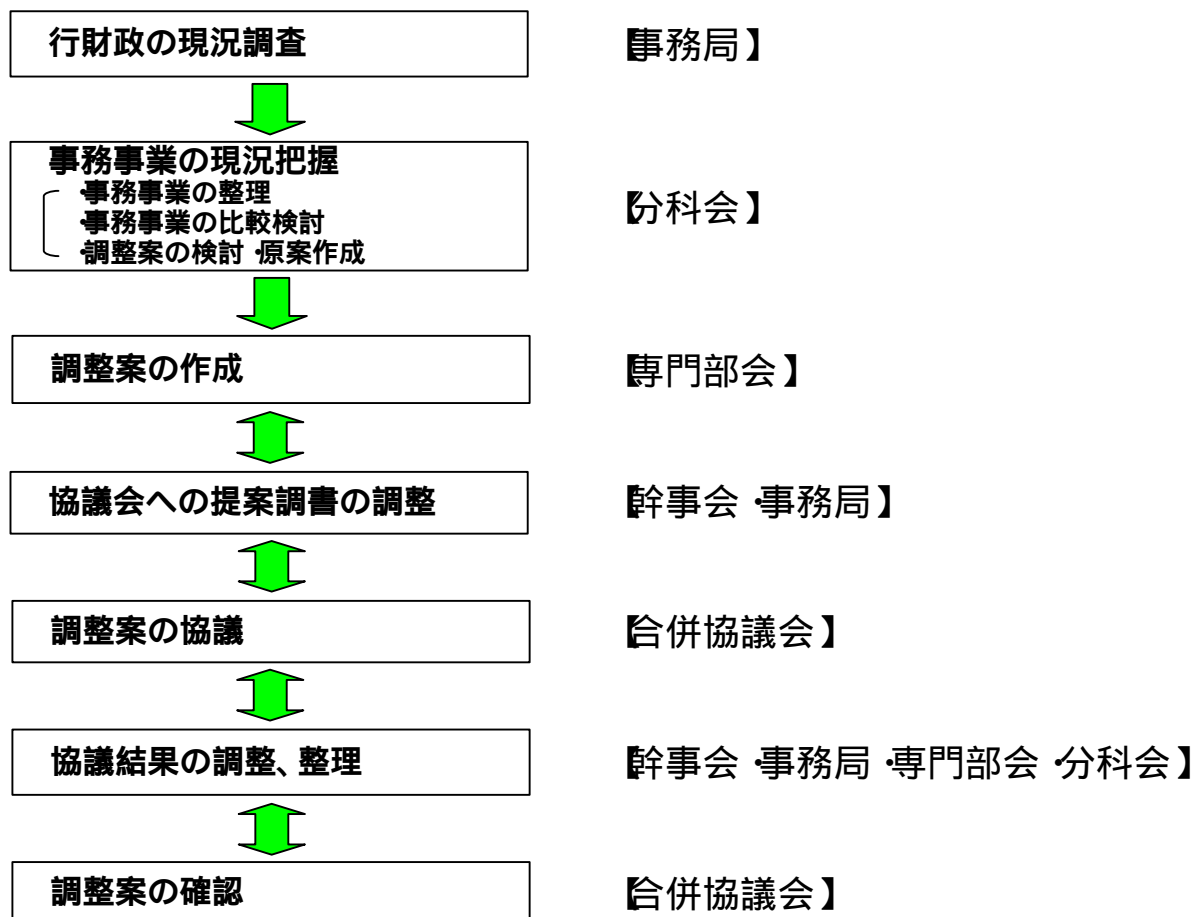
統一することにより住民生活に大きな影響が生じるため、時間をかけて調整する必要があるもの。
新市発足時に統一の必要がないと思われるもの。

3. これらを図示すると下記のとおりになります。



合併協議項目のすり合わせ協議の流れ

すり合わせの協議は、下記のとおり進めます。



（留意点）

すり合わせ調整案は、専門部会・分科会において作成し、幹事会・事務局が合併協議会へ提案します。

すり合わせ調整案の合併協議会への提案は、事務局が示すスケジュールにより、合併協議会の開催にあわせ随時行うものとします。

すり合わせ調整案の合併協議会への提案にあたっては、あらかじめ提案事項を示し、次回以降の合併協議会において協議するものとします。